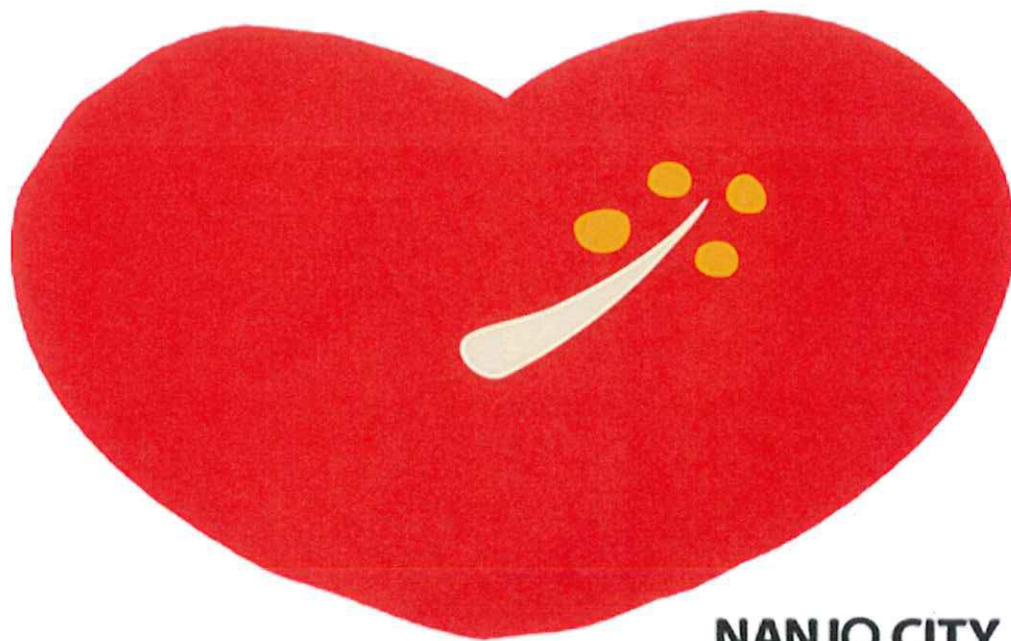


マル経融資

沖縄県融資制度（小規模企業対策）融資の

利子

を補助します。

NANJO CITY



～ ハートのまち小規模事業者やる気応援 ～

南城市小規模事業者制度資金利子補給金

詳しくは、裏面をご覧ください。

【問合せ先】 南城市役所 観光商工課 ☎ (098)946-8817 南城市商工会 ☎ (098)947-1283



南城市小規模事業者制度資金利子補給金とは、

経営改善に取り組む小規模事業者の負担を軽減し、経営の安定及び基盤強化を図る目的で、沖縄振興開発金融公庫小規模事業者経営改善資金、沖縄県小規模企業対策資金（一般貸付・特別小口貸付）の融資を受けた市内小規模事業者に対し、その利子分の一部を補助します。



対象事業者は？

- ①南城市商工会の推薦かつ斡旋により、前段に定めた交付対象資金を受けた商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者であること。
- ②納期限の到来した市町村民税を完納していること。
- ③交付対象資金のいずれか一つの資金で利子補給金の交付を受けた最終の利子返済日から2年を経過し、新たに金銭消費貸借契約を締結していること。
- ④暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。



対象経費は？

平成29年10月1日以降に沖縄振興開発金融公庫小規模事業者経営改善資金、沖縄県小規模企業対策資金（一般貸付・特別小口貸付）の融資を受けて支払った利子（延滞利子除く）で、最初の支払月から12ヶ月以内のもの。



補給金の額は？

実際に支払った利子の2分の1以内で、上限額10万円（100円未満切捨て）



申請方法は？

所定の補給金交付申請書に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付のうえ南城市商工会へ提出になります。

※年度を超える場合は、再度申請書の提出が必要になります。

- ①南城市小規模事業者制度資金利子補給金交付申請書
- ②貸付返済予定表の写し
- ③金融機関が発行した利息支払証明書
- ④市町村民税納税証明書